

# 平成31年度 甲種防火管理再講習のご案内

甲賀広域行政組合消防本部

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物の防火管理に関する講習(甲種防火管理再講習)を、次のとおり実施します。

## 1 講習日時及び会場

講習日時	会場
令和元年9月12日(木) 14時00分～16時30分まで	甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部2階屋内訓練場

## 2 受講手続

### (1) 受付期間及び場所

受付期間	場所
令和元年8月19日(月)～23日(金) 9時00分～16時00分まで	甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部4階予防課

### (2) 申込方法

受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、直近に受講した甲種防火管理講習（新規講習又は再講習）の修了証の写しを添え、上記受付期間及び場所でお申込みください。

なお、電話、FAX、郵送による申込みは受付できませんのでご注意ください。

※受講申込書等の入手方法については、「8 その他」をご覧ください。

### (3) 受講料

受講料2,000円(テキスト代を含む。) ※受講申込み当日に窓口でお支払いください。

## 3 受講定員

定員30名(先着順) ※受付期間中でも定員になりしだい締切ります。

## 4 修了証の交付

講習の全課程を修了された方に修了証を交付します。遅刻等により全科目を受講できなかった場合は、修了証の交付はできませんので、ご注意ください。

## 5 講習科目及び時間割

時間	科目
13:30～13:55	受付
14:00～14:05	開講式
14:10～15:10	近年の消防法令等改正概要
15:20～16:20	火災事例に基づく防火管理対策
16:20～16:30	閉講式、修了証交付

## 6 甲種防火管理再講習の受講義務がある方

店舗や病院、ホテル等の不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、全体の収容人員が300人以上の防火対象物で防火管理者に選任されている方です。

## 7 受講期限

防火管理者として選任された日から4年以上前に甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に受講が必要となります。

また、防火管理者として選任された日から4年以内に甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している方は、新規講習又は再講習の修了の日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。

なお、受講期限を過ぎてしまうと、適正な防火管理者が選任されていないことになり、消防機関から防火管理者を選任するよう指導や命令を受けることがあります。さらに、防火対象物定期点検報告制度の特例認定（消防法第8条の2の3）を受けている場合は、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。

## 8 その他

- (1) 受講料納付後の返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 講習当日は、受講票及び筆記用具を持参してください。なお、講習用テキストについては、講習当日にお渡しします。
- (3) 本講習に関する案内、受講申込書及び受講票等については、甲賀広域行政組合のホームページ（<http://www.koka-koiki.jp/>）からダウンロードするか、以下の各消防署、分署でお受け取りください。



本講習に関するお問合せ、受講票等のお受け取り先

甲賀広域行政組合 消防本部 ( <a href="http://www.koka-koiki.jp/">http://www.koka-koiki.jp/</a> )				
予 防 課	0748-63-7932	甲 南 消 防 署 甲 賀 分 署		0748-88-7701
水 口 消 防 署	0748-63-1119	信 楽 消 防 署		0748-82-0119
水 口 消 防 署 土 山 分 署	0748-67-1199	湖 南 中 央 消 防 署		0748-72-0119
甲 南 消 防 署	0748-86-3119	湖 南 中 央 消 防 署 湖 南 石 部 分 署		0748-77-2119